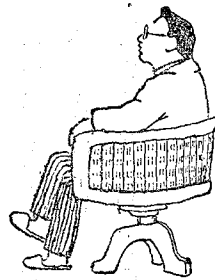


漫 録

交 通 閑 話

警視廳交通課長 藤 岡 長 敏



交通と云ふ言葉

交通と云ふ言葉の意義に關して、伊藤重治郎氏はその著「交通論」に於て次の様に論じて居られる。

「交通」なる熟字は勿論支那から來たもので、瀧本誠一氏の示教によれば、「爾雅」に「四達謂之街」の註に「交通四出」とあるといふ。日本でも新井白石の畿内治河記に「權

忻交通、頌聲滿野」とあつて、是は「淀河が疎通し漕運が便利になつて往來交通するものが皆歡んだ」といふ意味の由。今日吾々が解する交通と略同じである。

明治になつてから、「交通」が今日の意味に用ひらるゝのは寧ろ其の二十四五年以後の事らしい。瀧本氏の教によれば、明治十年米人フルベツクと云ふ者が「海外に交通は弊害ありや如何」といふ題で懸賞論文を募つたのに對し、佐

田介石なる僧の『交通論』が當選したといふ。此時の交通は『外國と交通通商する』の意味であつた。明治十九年印行と思しき、野村驛遞總官述『交通要論』なる小冊子は、全部通信事業、郵便事業のみを記してゐる。これより稍後かと思はるゝ『獨逸交通誌』(ホフマン)も亦専ら郵便の事のみ。故に此の頃は未だ今日の意味に用ひられて居無かつた。

金井博士が『交通』なる語を『今日一般に行はれ居る様思はるゝと略同一の意義』で帝國大學其他二三の學校の講義に用ひられたのは明治二十四年で、更に同博士認諾の上之を印刷に付し公にせられたのは其の兩三年後だといふ。

後博士は交通運輸を略して交運とせり。其後になつて加藤晴比古氏の『交通論』が經濟世界に連載せられ、又關一氏解説の『交通政策』が出たが、是等はズツト後である。して見ると我邦經濟學上『交通』を今日の様な意義に使ひ始めたのは金井博士、尠くとも之を印刷に付し公にした嚆矢は金井博士であるといつて可い。
金井博士の前なる和田垣博士(原論)獨人(獨人)各孰れも交通の事には及ばなかつた由。——井上辰

論)の講義 然らば同博士の斯字を用ひられた根據は如何と九郎博士いふと、別段深い根據のあつた次第では無いとの事である。或は當時には相當の典據が有つて使用せられたのを今や年處を經た爲め忘れられたのかとも思はれる。其の孰れにしても、獨逸語の Verkehr の意味を表はすに用ひられたもので、前記加藤ドクトルのも、關博士のものも(これは佛の Transport であるけれ共)同じ事である。さうすると獨の Verkehr の意味を研究するのが一番といふ事になる。

(大正五年十二月十三日發行)
 (交通論 第一頁乃至第三頁)

私は素より學者ではないのであるし、又あらゆる材料を調査し盡したわけでもないから、斷定的に申し上げること出來ないが、早忽の間に於て、手近にある貧弱な資料を調べて見て、『交通』と云ふ文字を法制上に使用し始めたのは明治十年頃ちやないかと思はれる。明治十年に出た達しに次の様なものがある。

明治十年十月二日

警視本署達第百八十五號

第二方面第五分署

其署所轄第七大區第四小區羽根田村ニ亞細亞虎列刺病流行ノ趣醫員ヨリ届出候條掛員及ヒ醫員ヲ除ノ外一切人民ノ交通嚴禁可致此旨相達候事

これ以前に同様の事案に關して、如何なる文字を使用してゐたかと云ふことを知り度かつたのであるが、その事例を發見することが出来なかつた。しかし私は他の方面の材料から、今日吾々が「交通」と云ふべき所を、「往來」と云つてゐたのではないかと思ふ。

明治六年七月十九日大政官布告第二百五十六號違式註違條例(現行警察犯處罰令の如きもの)には多數に「往來」と云ふ文字を使用してゐる。例へばその第三十條には「道式内に菜蔬豆類を植或は汚物を積往來を妨ぐる者」には「七十五錢より少からず百五十錢より多からざる贖金」を科し、完納し能はざる者には「一十より少からず二十より多からざる答罪」に處する旨が規定せられてゐる。

又明治七年一月二十八日に制定せられた警視廳職制章程

第十一章巡查心得ノ事第七條に「市中往來ノ者ヲ取扱ニハ柔和ヲ旨トシ云々」と規定せられ、明治八年三月七日大政官達第二十九號行政警察規則第三章巡查勤務方之事第十條には「往來筋ノ妨害トナルヘキ物ヲ見ルトキハ速ニ之ヲ取除カシムヘシ」と規定せられてゐる。その他明治八年四月八日東京府知事大久保一翁は告示を出して「往來ノ妨相成場所へ諸車置ヘカラサルコト」を命じ「往來混雜ノ揚所ハ馳走不相成事」を命じてゐる。

明治十年以後に公布せられた布告、達、規則等にも屢「往來」と云ふ文字が使用せられてゐるが、明治二十三年八月二十五日法律第七十一號軌道條例が公布せられその第一條に「一般運輸交通ノ便ニ供スル馬車鐵道及其ノ他之ニ準スヘキ軌道ハ云々」と規定せられるに至つて「交通」と云ふ文字は法制上の用語として漸く熟して來たものと思はれる。其の後明治三十年三月三十一日法律第三十六號を以て公布せられた傳染病豫防法には、第八條、第十九條、第二十一條、第二十二條及第三十一條に「交通」と云ふ文字を使用

し、次て明治三十三年三月十日法律第三十六號治安警察法第十六條には『街頭其ノ他公衆ノ自由ニ交通スルコトヲ得ル場所ニ於テ云々』と規定し、同年六月二日勅令第二百五十三號行政執行法施行令第二條には『水陸ノ交通ニ危害ヲ及スノ虞アリ云々』と規定してゐる。其の後の法令に『交通』と云ふ文字を使用してゐるものが少くない。

斯くの如く『交通』と云ふ文字が、法制上の用語として慣用せられる様になつてからは『往來』と云ふ文字は殆んど使用せられなくなつた様である。但し現行刑法は明治四十年四月二十四日法律第四十五號を以つて公布せられたものであつて、比較的新しい法律であるに拘らず、その第十章に『往來ヲ妨害スル罪』として『陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壞又ハ壅塞シテ往來ノ妨害ヲ生セシメタル者ハ云々』と規定してゐる。しかし現行刑法は明治十三年の制定に係る舊刑法の改正法であつて、舊刑法には明に『往來ヲ妨害スル罪』と云ふ條章があつたのであるから、その影響を受けてゐるのであらうと思はれる。因に警視廳に交通課が設

置せられたのは、明治二十四年四月一日であつて、當時警務局第二課と稱し、其の分掌事務として『交通警察並田野森林河海堤防取締及水火災流失物埋藏物等ニ關スル事項』と定められてゐた。

歩車道の區別

吾が國に於て始めて歩車道の區別が設けられたのは、何時頃のことであるか私は知らないが、次の様な達が出てゐるところを見ると、恐らく之れがその最初であつたものと思はれる。

明治七年二月二日 警視廳達第十七號

今般京橋ヨリ新橋マテ道路修築竣功中央ハ車馬道左右ハ人道ト區別相立候ニ付以來往來錯雜之儀有之候ハハ巡查番人ニテ制止可致此旨相達候事

何か新しい施設が行はれると、それが結局自分達の利益であつても、必ず一時苦情が起るのは古今東西を通じて同一であると思へて、當時も亦歩車道の區別が出来た爲不便

で困ると云ふ様な、今から考へると寧ろ滑稽な位な苦情が、沿道の住民から持ち出されたものらしい。警視廳は同年七月に達を以て之を緩和してゐる。

明治七年七月二日 警視廳達第五百九十五號

人道車馬道ノ區別アル市街ノ家屋へ用向有之一時人道へ馬ヲ牽キ入レ候儀ニ付東京府へ及打合候末同府ヨリ別紙之通布達候旨掛合越候條其段相心得取締向可取計尤乘馬ノ儘乗込候者ハ嚴重制止可致此旨相達候事別紙

乘馬ノ者並荷馬牽キ來リ候者共人道車馬道ト區別立候市街ノ家屋へ用向有之候節一時用辨ノ爲メ其ノ家迄馬ヲ牽入レ候儀ハ不苦尤用濟ノ上ハ直ニ車馬道へ立戻リ可申此旨各區無洩可相達事

其の後歩車道の區別が設けられたときの記録が二三残つてゐる。

人道車馬道ノ區別

明治十六年九月
東京府告示

淺草區淺草八幡町ヨリ同須賀町迄並下谷區上野廣小路町道路ノ儀ハ並木ヲ境界トシ左右ヲ人道中央ヲ車馬道ト定ム

同上ノ件 明治二十三年三月
東京府告示

一 下谷區西黒門町ヨリ神田區五軒町迄御成道筋

一 日本橋區囃殺町一丁目鑿橋通リ

一 同區囃殺町二丁目ヨリ同町三丁目迄人形町通リ

右道路中下水ヲ境界トシテ左右ヲ歩道中央ヲ車馬道ト

定ム

以上に依つて Sidewalk を最初は『人道』と云つてゐたが、後に『歩道』と稱せられる様になつたことがわかる。

圓太郎の起原

圓太郎の起原が警視廳に在らうとは思はなかつた。明治八年に警視廳は次の様な達を出してゐる。

千里軒馬車襍遊ノ場所ニ於テ爲合圖是迄呼子笛相用居候處呼子笛ハ巡查信號ニ類似シ不都合ニ付差留以來佛國制馬車笛別紙圖面ノ品相用候間爲心得此旨相達候事

別紙には丁度現今の豆腐屋の持つてゐる様な喇叭が描かれてある。

都大都會馬車が豆腐屋の様に、喇叭を吹いて走つてゐた圖は、よほど滑稽味たつぷりであつたに違ひない。

當時の落語家圓太郎は其の滑稽味を取つて、高座に出るときあの喇叭を吹いたものだそうだ。馬車を眞似た圓太郎が却つて本家になつてしまつて、圓太郎の持つてゐる喇叭を吹いてゐる馬車だからと云ふので、誰云ふとなく乗合馬車がいつの間にか圓太郎馬車と命名せられるに至つた。その馬車がまた非常なガタ馬車であつたので、東京市が震災直後フォードのトラック・シャシーで始めた乗合自動車も圓太郎と呼ばれる様になつたのであると云ふことである。地下の落語家圓太郎も、右のお達を出した當時の警視廳當局も所謂微笑とやらを禁ずることが出来ないであらう。街路に於ける車馬を、その備へてゐる警笛に依つてアイデンティファイすると云ふことは、追越される者の避讓にと程便利かわからない。況して巡查の警笛に類似してゐては、不都合であつたに違ひない。當時の警察當局が既に此の點に注意してゐたことは寔に敬服に價する。

- 一ツトヤ 人の行き交ふ道ならば〜
大路小路の差別なく〜
不斷お互ひ心して〜
朝夕掃除をいたしましよ〜
- 三ツトヤ 道に凸凹出来たなら〜
すぐにも一ト鉋均しましよ〜
- 四ツトヤ 世の中次第に開けゆき〜
諸車の往來繁くなる〜
- 五ツトヤ 何時でもわるいぬかるみは〜
水はけわるきがためなるぞ〜
- 六ツトヤ 無暗に道端ふさげたり〜
子供を道で遊ばすな〜
- 七ツトヤ なすべき勤めと心得て〜
溝の浚へや木障打ちも〜
- 八ツトヤ やがて理想の道にして〜
お互ひ便益うけましよ〜
- 九ツトヤ これをまことに行へば〜
道の普請も甲斐がある〜
- 十ツトヤ どうか皆さんお互に〜
道路を愛護致しましよ〜